

## 公 告

日本高気圧環境・潜水医学会評議員の審査をうけるために備えていなければならない業績の基準

日本高気圧環境・潜水医学会評議員になるための審査をうけようとする者は、2021年1月31日現在において、つぎの各号に定める基準のうち、第1号、第2号および第3号の基準を合算<sup>1)</sup>して14単位以上の業績を有するか、または第4号の各項のいずれかに該当することを必要とする。

第1号 本会の学術総会<sup>2)</sup>、または本会と深い関連を有する地方会、海外の学術団体が開催した世界的規模の学術集会もしくは国際会議<sup>3)</sup>において、過去10ヵ年以内に高気圧環境医学またはこれと深い関連を有する分野の研究に関する研究発表を行ったことがあること。

本号の業績の単位はつぎのとおりとする。

1. 一般演題の筆頭研究者 4 単位
2. 一般演題の連名<sup>4)</sup>研究者 2 単位を連名者数で均等配分
3. 特別講演など<sup>5)</sup>の講演者 8 単位
4. シンポジウム、パネルディスカッション<sup>6)</sup>などの講演者 6 単位

ただし、本号に規定された「一般演題」、「特別講演など」または「シンポジウム、パネルディスカッションなど」の単位は、学術集会における口演などの発表それ自体を対象として算定する。

もし、その口演などの発表後に学会論文集または機関誌などに掲載された記録が原著としての形態の整ったものであり、この記録を原著として第3号の業績に算定しようとするときは、発表自体を第1号の業績として、重複して算定することができる<sup>7)</sup>。

第2号 内外の学術団体<sup>8)</sup>が主催した全国的またはそれ以上の規模<sup>9)</sup>の学術集会において、過去10ヵ年以内に高気圧環境医学またはこれと深い関連を有する分野の研究に関する研究発表を行ったことがあること。

1. 一般演題の筆頭研究者 3 単位
2. 一般演題の連名研究者 3/2 単位を連名者数で均等配分
3. 特別講演などの講演者 6 単位
4. シンポジウム、パネルディスカッションなどの講演者 9/2 単位

ただし、本号に規定された「一般演題」、「特別講演など」または「シンポジウム、パネルディスカッションなど」の単位は、学術集会における口演などの発表それ自体を対象として算定する。

もし、その口演などの発表後に学会論文集または機関誌などに掲載された記録が原著としての形態の整ったものであり、この記録を原著として第3号の業績に算定しようとするときは、発表自体を第2号の業績として、重複して算定することができる。

第 3 号 本会の機関誌または地方会の機関誌、内外学術団体の機関誌あるいはこれらに準ずる学術刊行物<sup>10)</sup>に、過去 10 ヶ年以内に高気圧環境医学またはこれと深い関連を有する分野の研究に関する論文（原著のほか総説、解説、講座などを含む）を掲載し、あるいは高気圧環境医学またはこれと深い関連を有する分野の研究に関する学術図書の著作を行ったことがあること。

本号の業績の単位はつぎのとおりとする。

- |   |                  |
|---|------------------|
| 1. 原著の筆頭著者                              | 6 単位             |
| 2. 原著の連名著者                              | 3 単位を連名者数で均等配分   |
| 3. 原著以外の論文の筆頭著者                         | 4 単位             |
| 4. 原著以外の論文の連名著者                         | 2 単位を連名者数で均等配分   |
| 5. 図書の筆頭著者                              | 12 単位            |
| 6. 図書の連名著者                              | 9 単位             |
| 7. 図書（分担執筆の場合）の筆頭著者                     | 6 単位             |
| 8. 図書（分担執筆の場合）の連名著者                     | 9/2 単位を連名者数で均等配分 |
| 9. 図書の編集、監修、翻訳など（筆頭、連名とも）               | 6 単位             |
| 10. 本会の機関誌 <sup>11)</sup> または刊行物への掲載、著作 | 1 単位を加算          |

本号に規定された「論文」には、学術集会における口演などの発表後に学会論文集または機関誌などに掲載された記録であって、この記録が図表、文献なども含んで原著としての形態の整ったものを含む。ただし、口演などの発表を第 1 号または第 2 号の業績として算定しようとするときは、記録を第 3 号の業績として、重複して算定することができる。

第 4 号 つぎの各項に掲げる経歴を有すること。

1. 過去 6 ヶ年以内に本会の理事または監事であったことまたは現に理事または監事であること。
2. 過去 6 ヶ年以内に本会の会長であったこと、現に会長であることまたは次期会長であること。
3. 医師または歯科医師に該当しない者で過去 6 ヶ年以内に本会の高気圧酸素治療安全協会の理事または監事であったことまたは現に理事または監事であること。

〔註〕

1) 均等配分の合算は、単位に連名者数の逆数を乗し分数による加算をする。

計算例 連名研究者 4 名の第 2 号 2 項一般演題の場合

$$\text{連名研究者一人に付き } (3/2) \times (1/4) = 3/8 \quad \dots \text{ ①}$$

連名研究者 3 名の第 1 号 2 項一般演題の場合

$$\text{連名研究者一人に付き } 2 \times (1/3) = 2/3 \quad \dots \text{ ②}$$

上記①②の研究がある場合

$$3/8 + 2/3 = 25/24 = 1 + 1/24 \quad \dots \text{ ①} + \text{ ②}$$

連名著者 5 名の第 3 号 2 項原著の連名著者で本会の機関紙に掲載の場合

$$\text{連名著者一人に付き } (3+1) \times (1/5) = 4/5$$

2) 高気圧酸素治療技術部会での研究発表を含む。

3) 本会と深い関連を有する海外の学術団体が開催した「世界的規模の学術集会」としては

Undersea and Hyperbaric Medical Society, Aerospace Medical Association もしくは European Underwater and Baromedical Society 等が開催した学術集会とし、また本会と深い関連を有する「国際会議」としては International Congress on Hyperbaric Medicine とする。

- 4) 共同研究者であっても「連名」研究者でなければ、業績の単位として認めない。
- 5) 「特別講演など」には、教育講演、依頼講演、招請講演、記念講演および本会が主催した学術セミナーまたは講習会における講演などを含む。
- 6) 「シンポジウム、パネルディスカッション」には、その他、類似の企画を含む。
- 7) 同一の業績については双方の単位を加算することができる。
- 8) 「国内学術団体」としては日本医学会、日本医学会分科会および選出委員会においてこれらに準ずると認められた学術団体とする。「国外学術団体」としては註3) に掲げた団体以外の団体で、選出委員会において適当と認められた学術団体とする。
- 9) 全国的であっても小集会を対象としない。本会の総会に匹敵するか、またはそれを越える水準と規模の学術集会を意味する。
- 10) 「学術団体の機関誌あるいはこれらに準ずる学術刊行物」としては日本医学会、日本医学会分科会および註3) に掲げた団体の機関誌あるいは選出委員会においてこれらに準ずると認められた学術団体の機関誌その他の刊行物などとする。
- 11) 本会の機関紙であっても地方会の機関紙は含まない。

以上

ご注意

1. 第1号、第2号および第3号の業績については、審査申請書とともに、つぎの各項の資料を提出しなければなりません。
  - 1) 第1号および第2号の業績については、その学術集会のプログラムまたは抄録集などの目次の当該部分を明示することのできる複写。
  - 2) 第3号の業績については、つぎのとおりとします。
    - ア. 論文については、その別刷またはその複写。
    - イ. 図書については、筆頭著者か連名著者かまたは編集、監修などに携ったことなど、必要事項を明示することのできる目次などの複写。
2. 評議員審査申請書の提出期限を  
2021年2月19日（金）（必着）とします。
3. 記入済みの申請書および関連資料は、  
封筒表面に「重要」と朱記のうえ、簡易書留にて下記宛にお送りください。  
〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル  
株式会社毎日学術フォーラム  
日本高気圧環境・潜水医学会 事務支局内 評議員選出委員会  
ないしは、メール添付した上で、件名を「評議員審査申請」とし、[maf-jshum@mynavi.jp](mailto:maf-jshum@mynavi.jp)  
までお送りください。
4. 所定の申請書用紙以外の申し込みは受け付けません。